

山形県公報

平成24年1月17日(火) 第2309号

~~~~~~~~~~~

毎 週 火・金 曜 日 発 行

| 目 | 次 |
|---|---|
|   |   |

告 示

| ○生活保護法による指定介護機関の指定 | (健康福祉企画課) | 51 |
|--------------------|-----------|----|
| ○生活保護法による指定施術機関の指定 | (同)       | …同 |

○道路の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・(村山総合支庁建設総務課)・・・52

公 告

告示

# 山形県告示第50号

 $\bigcirc$ 

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年1月17日

山形県知事 吉 村 美栄子

|     | 指定介護機関の名称      | 施設又は実施   | 指定介護機関の所在地   | 指定年月日     |  |
|-----|----------------|----------|--------------|-----------|--|
|     | 有足刀 <b>喪</b> 機 | する事業の種類  | 有足別 護機関V/別仕地 |           |  |
|     | ソーレホーム天竜 ショート  | 短期入所生活介護 |              |           |  |
|     |                | 介護予防短期入所 | 天童市桜町1番7号    | 平成23.12.1 |  |
| ステイ | A71            | 生活介護     |              |           |  |

# 山形県告示第51号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成24年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の名称 |   | 開 | 設 者 |   | 者 | 指定施術機関の所在地 | 指定年月日 |   |   |                  |           |
|-----------|---|---|-----|---|---|------------|-------|---|---|------------------|-----------|
| \$        | < | わ | 接   | 骨 | 院 | 木          | 村     | 貞 | 春 | 寒河江市本町二丁目 9 番33号 | 平成23.12.7 |

### 山形県告示第52号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年1月17日から同月30日まで縦覧に供する。 平成24年1月17日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 山形上山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                             | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長          |
|-------------------------------|---|------|-----------------------|-------------|
| 山形市吉原南273番1から<br>同 桜田西三丁目11まで |   | 旧    | 8.5 メートル<br>く<br>8.5  | メートル<br>191 |
| 同                             | 上 | 新    | 11.0 メートル<br>く<br>9.2 | 同 上         |

## 山形県告示第53号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年1月17日から同月30日まで縦覧に供する。 平成24年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 山形上山線

2 供用開始の区間 山形市吉原南273番1から

同 桜田西三丁目11まで

3 供用開始の期日 平成24年1月17日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童 市役所において平成24年5月17日まで縦覧に供する。

平成24年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

お宝中古市場山形本店

天童市大字山元字藤田1019番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社LIXILビバ 埼玉県上尾市上298番地の1

代表取締役 豆成勝博

3 変更する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 2か所(位置については縦覧に供する図面のとおり)

(変更後) 3か所(位置については縦覧に供する図面のとおり)

4 変更年月日

平成23年12月29日

5 届出年月日

平成23年12月28日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年5月17日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見